

2008 年 8 月 28 日



日本総研
The Japan Research Institute, Limited **グループ**

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
投資コンサルタント 佐々木 清美
e-mail : sasaki@jris.com.cn
http://www.jris.com.cn
上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15楼62室
電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

外高橋保稅区企業の「成長型」企業に対する貸付利息補助基金管理弁法

外高橋保稅区では、2008 年 1 月 1 日より 2010 年 12 月 31 日の 3 年にわたって、企業育成奨励のために、「成長型企业」に対し利息補助資金を融通し、条件に該当する申請企業に対し補助を行うことを決定しております¹。以下に、その内容をご紹介します。

1. 条件に該当する「成長型企业」

「成長型企业」としての利息補助を受けるためには以下の条件に当てはまる必要があります。

	要件
1	工商局登録、稅收管理、財力決算が外高橋保稅区に置いている
2	登録資本金が 50 萬元以上 500 萬元以下である
3	經營期間が 3 年以上あり、かつ直近 2 年の營業收入、利益、工商関連の稅額の年成長率が 20%以上 ²
4	資産総額が 3,000 萬元以下
5	企業資産負債率が 70%以下
6	不良信用記録がない
7	資金借入と利息支払い行為が実際に発生している
8	その他関連する認定条件に合致

¹ 《外高橋保稅区企業の「成長型」企業に対する貸付利息補助基金管理弁法》

² 中国自主ブランドの生産型企业は本項規定による制限は受けません。

2. 申請材料

《弁法》にて明記されている資料は、申請書、誠信・経営継続の約束書、会計報告書等と書かれているのみですが、別途《外高橋保稅区“成長型”企業貸付利息補助申請告知票》で確認しましたところ、以下の資料が必要とされております。

- ① 企業の基本状況表及び貸付利息補助計算表
- ② 成長型基調価値輔利息補助申請承諾書
- ③ 金融機関が締結する貸付協議、利息証明資料
- ④ 工商營業許可証正本または副本のコピー
- ⑤ 稅務登記証国税または地稅正本のコピー
- ⑥ 貸付利息補助申請前の最近二年度の財務監査報告
- ⑦ 貸付利息補助申請を行う所属半年度期の最後の一ヶ月の財務報告表
- ⑧ 利息補助申請前に連続二年「十一五」財政補助の利益総額の補助を享受している場合、
④、⑤、⑥の資料は不要です。また、「十一五」財政補助資格認定を取得し、既に利息補助手続きを行っている企業は④、⑤の資料を提出する必要はありません。

貸付利息補助を申請する企業は、上記資料を財政補助窓口に提出します。

3. 申請期間

年度を前半期（1-6月）、後半期（7月-12月）の二つに分けて実施され、期間を限定して申請受理を行う窓口を設けます。2008年上半期分の受理機関は8月11日から9月30日までとされております。

4. 申請の対象となる範囲

国家が批准した銀行及びその他の金融機関の貸付に対してのみ利息補助を行うこととされ、会社間や会社と個人との資金貸付及びその他国家の規定に反する融資行為で発生する利息や配当金支出は、《弁法》にて規定される補助範囲外となります。

5. 補助される利率の範囲

そのローン存続期間、中国人民銀行が発表する基準利率（ 中国人民銀行ウェブサイト

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=460&ID=1900>、毎年の基準利率は年初に発表されたものを計算の根拠とします)の利息支出に限ることとし、もし実際の利息利率が基準利率より低い場合、企業の実際の利率で利息補助を行います。

6. 補助の割合と限度額

この利息補助政策の割当額は毎年 2,000 万元と規定されており、前半期・後半期それぞれ 1,000 万元が割り振られます。企業に対する補助は、4に規定される利率で支払った利息の 30%とします。また、それによって計算される補助額が 1 万元以下及び 30 万元以上の部分については利息補助をしません。

1,000 万元というリミットがあることから、審査された利息補助申請の総額が各期の上限を超えた場合、総申請額に占めるその企業の申請額の比率に応じて 1,000 万元が割り振られることになります。

7. 利息補助を受けたあとについて

2の申請材料にある「誠信・経営継続の約束書」では、申請企業は利息補助を受けた後外高橋保税区内で 5 年間は正常な経営を継続するということを約束します。もしその期間中に移転したり、「ペーパーカンパニー」となったり、さらには悪意のある業務転換などがあった場合には、受け取った利息補助を全額返還しなければなりません。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。